横浜市 健康福祉局 介護事業指導課

**老人福祉法に基づく届出について（地域密着型サービス）**

介護保険法に基づく介護保険事業者としての指定を受けるには、老人福祉法に基づく事業開始届を行う必要があります。また、届出事項に変更があったときや事業を休廃止する場合には、それぞれの届出が必要となります。

**１　介護保険法と老人福祉法**

介護保険法における地域密着型サービスの事業名と老人福祉法における事業名は次のような関係になっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険法上の事業名 | 老人福祉法上の事業名 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 老人居宅介護等事業（法第５条の２第２項） |
| 夜間対応型訪問介護 | 老人居宅介護等事業（法第５条の２第２項） |
| (介護予防)認知症対応型通所介護 | 老人デイサービス事業（法第５条の２第３項） |
| 地域密着型通所介護 | 老人デイサービス事業（法第５条の２第３項） |
| (介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護事業（法第５条の２第５項） |
| (介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 認知症対応型老人共同生活援助事業（法第５条の２第６項） |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 複合型サービス福祉事業（法第５条の２第７項） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※法＝老人福祉法

**２　老人福祉法の届出が必要な事項**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 老人福祉法上の事業名  届出書類 | | | | 老人居宅介護等事業 | 老人デイサービス事業 | 小規模多機能型居宅介護事業 | 認知症対応型老人共同生活援助事業 | 複合型サービス福祉事業 |
| **事業開始時** | | | | | | | | |
|  | **老人居宅生活支援事業開始届出書**  【第29号様式の4】 | | | ○※１ | ○※2 | ○ | ○ | ○ | |
| **老人デイサービスセンター等設置届出書**  【第29号様式の7】 | | | 不要 | ○※2 | 不要 | 不要 | 不要 | |
| **届出内容変更時** | | | | | | | |  |
|  | | | **老人居宅生活支援事業変更届出書**  【第29号様式の5】 | ○※１ | ○※2 | ○ | ○ | ○ | |
| **老人デイサービスセンター等変更届出書**  【第29号様式の8】 | 不要 | ○※2 | 不要 | 不要 | 不要 | |
| **事業廃止（休止）時** | | | | | | | | |
|  | | **老人居宅生活支援事業廃止(休止)届出書**  【第29号様式の6】 | | ○※１ | ○※2 | ○ | ○ | ○ | |
| **老人デイサービスセンター等廃止(休止)届出書**  【第29号様式の9】 | | 不要 | ○※2 | 不要 | 不要 | 不要 | |

※１　すでに介護保険の訪問介護を行っていて、届出書を提出している場合は不要です。

※２　すでに介護保険の通所介護を行っていて、届出書を提出している場合は不要です。

**３　届出の提出方法及び時期**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出方法 | 提出時期 |
| **事業開始届** | 来庁 | 介護保険事業者の指定申請書類とあわせて提出  【添付書類】  届出者が法人である場合、登記事項証明書の写し  ・介護保険事業者の指定申請書類とあわせて提出する場合、添付書類は**省略できます**。  ・介護保険事業者の指定申請とは別に老人福祉法の届出を行う際には、添付書類一式を添付してください。 |
| **変更届** | 郵送 | 変更の事実が発生してから10日以内に、介護保険事業所の変更届とあわせて提出   |  | | --- | | 【老人福祉法上の変更届】  変更届の提出が必要な事項は次の２点です。  ①届出者の名称、所在地及び代表者の変更があった場合  ②施設の名称、種類及び所在地の変更があった場合  ※その他の事項については、介護保険法の変更届をもって、老人福祉法による届出があったものとみなします。 | |
| **休・廃止届出** | 郵送 | 介護保険事業所の休・廃止届とあわせて提出 |